

マイナ保険証に関するお知らせ

寒さも少しづつ厳しくなり、冬の訪れを感じる頃になりましたね。
日頃より、皆様にはあたたかいご理解・ご協力をいただきまして感謝を申し上げます。

2025年12月2日以降より、健康保険証の使用ができなくなり、マイナ保険証での受診が必要となります。

つきましては、「マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)」を登録されている方は、「医療保険の資格情報」または、「資格情報のお知らせ」のコピーを利用初回時に持参していただき、お預かりしている保険証のコピーと差し替えさせていただきます。

※マイナ保険証を登録されていない方は「資格確認書」のコピーをご持参ください。

マイナ保険証の利用登録がある方 (①・②のいずれか)

- ①「医療保険の資格情報」のコピー
- ②「資格情報のお知らせ」のコピー

マイナ保険証の利用登録がない方

- ③「資格確認書」のコピー

※年度の初回利用時と、変更があった時にご持参下さい。

12月2日以降に利用される方は①～③のいずれかを必ずご持参下さい。

お手数おかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひ致します。

令和8年1月吉日
病児保育室にじのへや